

2023年7月

お客様各位

ガス解約時の約款について（補足）

・お客様ご本人様からの弊社へLPガス販売契約の解約の申し出があった場合、原則として一週間（営業日換算）以内に供給設備、弊社所有の消費設備を引き取ることとします。その際の費用負担については下記の通りです。また、未払いのガス料金、弊社所有の消費設備、リース機器がある場合は、その精算等に要する諸費用をお支払いいただくことが解約時、引き取り時の条件となります。

・お客様のご事情により、弊社所有、弊社所有以外の供給設備及び消費設備等の変更・修繕・撤去等に要する費用は、お客様にご負担をお願いいたします。なお、それらの費用については別途お見積りさせていただきます。

・LPガス販売契約の解約に伴うガスメーター、容器等の設備撤去費用は1件当たり5000円～10000円を一律頂戴しております。設備の規模や工事の緊急度、難易度等によりご請求額は異なります。集合住宅からの退去など設備撤去工事が伴わない場合、費用負担はございません。業務用等の大規模な設備の場合は上記の通りではありません。

・LPガス販売契約の解約などによる、消費設備の精算または供給設備等の買取りは、時価相当額で買い取って頂きます。また経過年数により償却済みと算出した場合でも、弊社所有の消費設備、供給設備は原則撤去となります。その際の撤去工事費用は別途実費にてご請求させていただきます。引き続き使用して頂くことは出来ません。

定額法による時価相当額の計算方法は、以下の通りです。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$$

注1：Aとは供給設備及び消費設備等の設置当初の費用である。

注2：上記の定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3：定率法やその他の方針により、時価相当額を明示する場合は、別途打合せとなります。

注4：設置当初の費用や所有関係が不明な場合、弊社規定の標準価格、標準工事費等に基づいて計算します。

※上記の記載内容は関係法規の変更等に伴い予告なく変更する場合があります。

有限会社 鈴木住宅設備